

2. 国有林野事業の具体的取組

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

森林に対する国民の期待は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等、公益的機能の発揮を中心として多岐にわたっている(資料Ⅳ-2)。

このため、国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、重視される機能に応じた管理経営を推進するとともに、民有林との一体的な整備・保全を実施し、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的に取り組んでいる。

(ア) 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分と整備・保全)

国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養^{かん}タイプ」の5つに区分した上で、それぞれの流域の自然的特性等を勘案しつつ、これらの区分に応じて森林の整備・保全を推進することとしている(資料Ⅳ-3)。また、木材等生産機能については、これらの区分に応じた適切な施業の結果として得られる木材を、木材安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより、その機能を発揮するものと位置付けている。

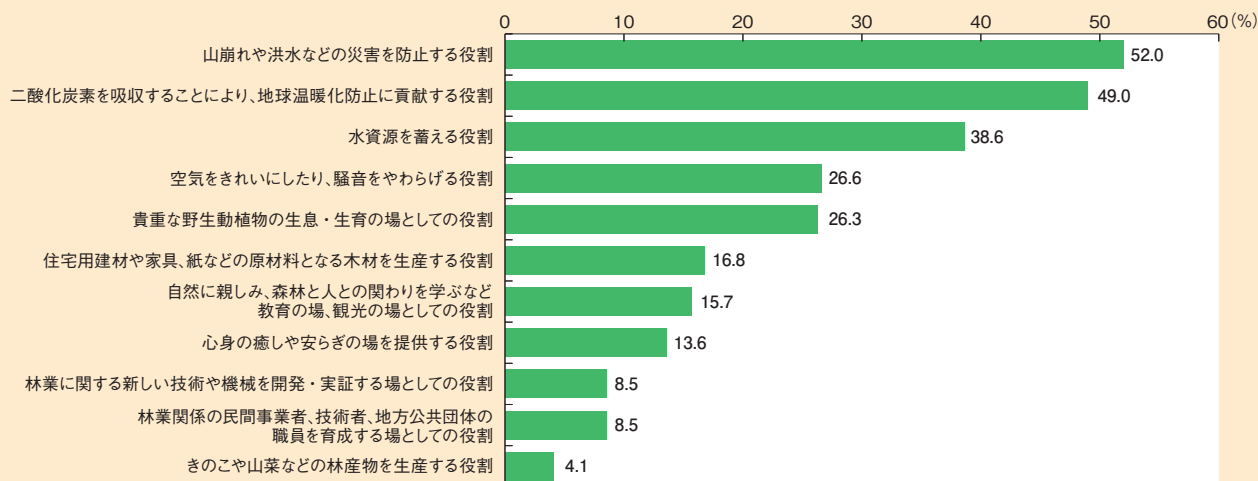
国有林野においては、森林資源の成熟に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めながら、主伐後の確実な更新に取り組むとともに、森林生態系全般に着目し、公益的機能の向上に配慮した施業を行っていくなど、機能に応じた多様で健全な森林づくりが必要である。このため、同一空間内、あるいは、一定の範囲内における小面積・モザイク的配置からなる複層林や針広混交林へと誘導していく施業、伐採年

資料Ⅳ-3 機能類型区分ごとの管理経営の考え方

| 機能類型区分 | 管理経営の考え方 |
|----------------------------------|---|
| 山地災害防止タイプ 146万ha | 根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持 |
| 自然維持タイプ 170万ha | 良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持 |
| 森林空間利用タイプ 48万ha | 保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成 |
| 快適環境形成タイプ 0.2万ha | 汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持 |
| 水源涵養 ^{かん} タイプ 393万ha | 人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮 |

注：面積は、平成31(2019)年4月1日現在の数値である。
資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅳ-2 国有林が果たすべき役割(複数回答3つまで)



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」(令和元(2019)年10月)

齢の長期化等に取り組んでいる。

(治山事業の推進)

国有林野には、公益的機能を発揮する上で重要な森林が多く存在し、平成30(2018)年度末現在で国有林野面積の約9割に当たる685万haが水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林に指定されている。国有林野事業では、国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減を図りながら、治山事業による荒廃地の整備や災害からの復旧、保安林の整備等を計画的に進めている。

国有林内では、集中豪雨や台風等により被災した山地の復旧整備、機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行っている(事例IV-1)。

民有林内でも、大規模な山腹崩壊や地すべり等の復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方公共団体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行っており、令和元(2019)年度においては、17県22地区の民有林で

これらの事業を実施した。

また、民有林と国有林との間での事業の調整や情報の共有を図るため、各都道府県を単位とした「治山事業連絡調整会議」を定期的に開催するとともに、民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している地域においては、流域保全の観点から一体的な全体計画を作成し、民有林と国有林が連携して荒廃地の復旧整備を行っている。

さらに、大規模な山地災害が発生した際には、国有林野内の被害状況を速やかに調査する一方で、被災した地方公共団体に対する調査職員の派遣や、ヘリコプターによる広域的な被害状況の調査等、早期復旧に向けた迅速な対応に加え、地域住民の安全・安心の確保のための取組を通して、地域への協力・支援に取り組んでいる。

(路網整備の推進)

国有林野事業では、機能類型に応じた適切な森林の整備・保全や林産物の供給等を効率的に行うため、林道及び森林作業道を、それぞれの役割や自然条件、作業システム等に応じて組み合わせた路網整備を進

事例IV-1 流木災害防止緊急治山対策プロジェクトの推進

平成29(2017)年の九州北部豪雨等による流木災害の発生を受け、林野庁は、全国の流木対策が必要な地区において、流木捕捉式治山ダムの設置等の流木対策を実施している。

中でも、中部森林管理局は、より効率的な工法の開発に取り組んでおり、平成30(2018)年度から、既存の治山ダムを活用した流木捕捉工の実証的施工に取り組み、令和元(2019)年度は、富山森林管理署(富山県富山市)管内において着手したところである。

本工法は、既存の治山ダムに手を加えずに、上流側に近接して流木捕捉施設を単独で設置する工法で、これまでの実証では、治山ダムの新設や既設治山ダムの機能強化をする場合に比べ、経済性及び施工性の面で有利であることが確認されており、今後は流木捕捉の効果や渓岸侵食の状況等を検証し、更なる改良・普及へ取り組んで行くこととしている。



施工地全景(中部森林管理局ちゅうぶしん中信森林管理署
(平成30(2018)年施工))



施工地全景(中部森林管理局ちゅうぶ東濃森林管理署
(平成30(2018)年施工))

めている。このうち、基幹的な役割を果たす林道については、平成30(2018)年度末における路線数は1万3,362路線、総延長は4万5,828kmとなっている。

路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土等の土工量や構造物の設置数を必要最小限に抑えるとともに、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することにより、コスト縮減に努めている。また、橋梁等の施設について、長寿命化を図るため、点検、補修等に関する計画の策定を進めている。

さらに、民有林と国有林が近接する地域においては、民有林と連携して計画的かつ効率的な路網整備を行っている(事例Ⅳ-2)。

(イ)地球温暖化対策の推進

(森林吸収源対策と木材利用の推進)

国有林野事業では、森林吸収源対策を推進する観点から、引き続き間伐の実施に取り組むとともに、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全・管理に取り組んでいる。平成30(2018)年度には、

全国の国有林野で約10万haの間伐を実施した(資料Ⅳ-4)。

また、今後、資源の充実に伴う伐採面積の増加が見込まれる中、将来にわたる二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、主伐後の確実な再生林に取り組むこととしている。平成30(2018)年度の人工造林面積は、全国の国有林野で約0.9万haとなっている。

さらに、間伐材等の木材利用の促進は、間伐等の森林整備の推進に加え、木材による炭素の貯蔵にも貢献することから、林道施設や治山施設の森林土木工事等において、間伐材等を資材として積極的に利用している。平成30(2018)年度には、林道施設で約0.5万m³、治山施設で約3.6万m³の木材・木製品を使用した。また、老朽化が進んだ森林管理署等の庁舎についても、原則として木造建築物としての建て替えを進めている。

(ウ)生物多様性の保全

(国有林野における生物多様性の保全に向けた取組)

国有林野事業では、森林における生物多様性の保

事例Ⅳ-2 民有林と連携した路網の整備

四国森林管理局^{れいほく}嶺北森林管理署(高知県本山町^{もとやまちょう})では、高知県の^{ちよう}の町において、国有林と隣接する民有林を所有する住友林業株式会社新居浜山林事業所(愛媛県新居浜市)と「いの町本川^{ほんがわ}地域(葛原^{くずはら}団地)森林整備推進協定」(区域面積430ha)を平成21(2009)年8月に締結し、効率的な路網整備と間伐等の森林施業を連携して推進している。

この協定に基づき、令和5(2023)年度までに2,690m(うち国有林:1,662m)の林業専用道の開設を計画し、令和元(2019)年度までに2,240m(うち国有林:1,597m)を開設した。当該林業専用道を活用し、令和元(2019)年度に3,000m³の出材が行われており、今後民有林、国有林合わせて1万700m³の出材を計画している。

このように、民有林と国有林が連携することで施業地の一体化を図り、効率的な路網整備と森林施業を進め、林業の成長産業化に取り組んでいくこととしている。



民有林に接続する林業専用道を開設



協定団地における林業専用道整備予定

全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいる。これらの取組は、平成24(2012)年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」にも、生物多様性の保全と持続的な利用を実現するための具体的施策として位置付けられている。

各森林管理局の森林生態系保全センターや森林ふれあい推進センター等では、地域の関係者等との協働・連携による森林生態系の保全・管理や自然再生、希少な野生生物の保護等の取組を進めている。また、登山利用などによる来訪者の集中により植生の荒廃等が懸念される国有林野においては、「グリーン・サポート・スタッフ(森林保護員)」による巡視やマナーの啓発活動を行い、貴重な森林生態系の保全・管理に取り組んでいる。

(保護林の設定)

国有林野事業では、我が国の気候又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を「保護林」に設定している(資料IV-5)。平成31(2019)年4月現在の保護林の設定箇所数は667か所、設定面積は97.8万haとなっており、国有林野面積の13%を占めている。

これら保護林では、森林の厳格な保護・管理を行うとともに、森林や野生生物等の状況変化に関する定期的なモニタリング調査を実施して、森林生態系等の保護・管理や区域の見直し等に役立っている。

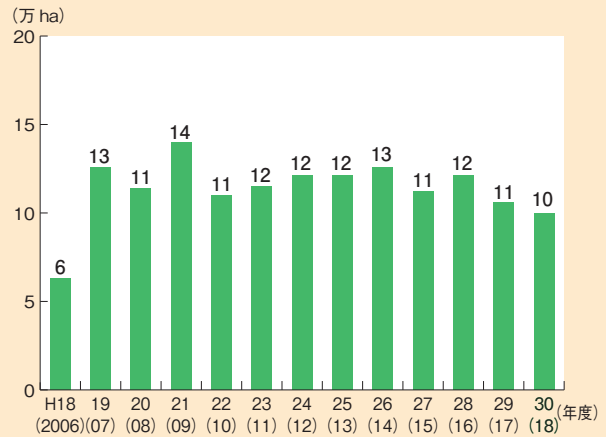
(緑の回廊の設定)

国有林野事業では、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し、種の保全や遺伝子多様性を確保することを目的として、民有林関係者とも連携しつつ、保護林を中心にネットワークを

形成する「緑の回廊」を設定している。平成31(2019)年4月現在、国有林野内における緑の回廊の設定箇所数は24か所、設定面積は58.4万haであり、国有林野面積の8%を占めている。

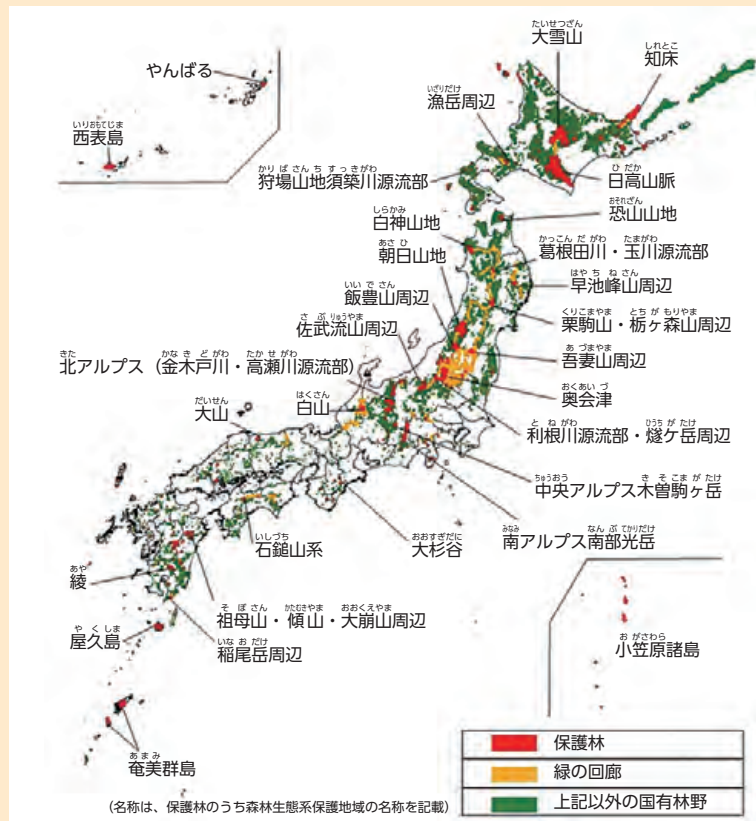
これら緑の回廊では、野生生物の保護等のための

資料IV-4 国有林野における間伐面積の推移



資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」、林野庁「森林・林業統計要覧」

資料IV-5 「保護林」と「緑の回廊」の位置図



注：平成31(2019)年4月1日現在。
資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

巡視、モニタリング調査、生育・生息環境の保全・整備等を研究機関、自然保護団体等の参加・協力も得て実施している。

(世界遺産等における森林の保護・管理)

世界遺産一覧表に記載された我が国の世界自然遺産は、その陸域のほぼ全域(95%)が国有林野である(資料Ⅳ-6)。国有林野事業では、遺産区域内の国有林野のほとんどを世界自然遺産の保護担保措置の対象となっている「森林生態系保護地域」(保護林の一種)に設定し、厳格な保護・管理に努めるとともに、世界自然遺産*2登録地域を、関係する機関とともに管理計画等に基づき適切に保護・管理しており、外来植物の駆除や植生の回復事業、希少種保護のための巡視等を行っている。例えば、「白神山地」(青森県及び秋田県)の国有林野では、世界自然遺産地域への生息範囲拡大が懸念されるシカについて、環境省と連携し、センサーカメラによるモニタリングを実施している。「小笠原諸島」(東京都)の国有林野では、アカギやモクマオウなど外来植物の駆除を実施し、小笠原諸島固有の森林生態系の修復に取り組んでいる。また、平成31(2019)年2月に自然遺産として世界遺産一覧表へ記載するための推薦書をユネスコに再提出した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」についても、その推薦区域の約7割が国有林野である。国有林野事業では、推薦区域の生物多様性の保全を図るため、国有林野のほとんどを森林生態系保護地域に設定し、関係する機関と連携して、イリオモテヤマネコ等の希少種保護のための巡視や、ギンネム等の外来植物の分布状況調査及び駆除などに取り組んでいる。

このほか、世界文化遺産についても、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」(山梨県及び静岡県)など、その構成資産等に国有林野が含まれるものが少なくない。国有林野事業では、これらの国有林野についても厳格な保護・管理や森林景観等に配慮した管理経営を行っている。

さらに、「世界文化遺産貢献の森林」として、京

都市内や奈良盆地、紀伊山地及び広島県の宮島における約4,600haの国有林野を設定し、文化財修復資材の供給、景観の保全、檜皮採取技術者養成フィールドの提供、森林と木造文化財の関わりに関する学習の場の提供等に取り組んでいる。

また、「ユネスコエコパーク*3」に所在する国有林野については、「森林生態系保護地域」を始めとした保護林や緑の回廊に設定することなどにより、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目指す地方公共団体等の取組に貢献している。

(希少な野生生物の保護と鳥獣被害対策)

国有林野事業では、国有林野内を生育・生息の場とする希少な野生生物の保護を図るため、野生生物の生育・生息状況の把握、生育・生息環境の維持、改善等に取り組んでいる。一方、近年、シカによる森林植生への食害やクマによる樹木の剥皮等の、野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、希少な高山植物など、他の生物や生態系への脅威ともなっている。

このため、国有林野事業では、野生鳥獣による森林被害対策として、防護柵の設置、被害箇所の回復措置を実施するとともに、GPSや自動撮影カメラ等によるシカの生息・分布調査や被害調査、職員によるくくりわな等による捕獲、効果的な捕獲技術の実用化や普及活動の推進、猟友会等と連携した捕獲

資料Ⅳ-6 我が国の世界自然遺産の陸域に占める国有林野の割合

| 遺産名 | 陸域面積 (ha) | 国有林野面積 (ha) | 国有林野の割合 |
|-------|-----------|-------------|---------|
| 知床 | 48,700 | 45,989 | 94% |
| 白神山地 | 16,971 | 16,971 | 100% |
| 屋久島 | 10,747 | 10,260 | 95% |
| 小笠原諸島 | 6,358 | 5,170 | 81% |
| 計 | 82,776 | 78,390 | 95% |

資料：林野庁経営企画課調べ。

- *2 現在、我が国の世界自然遺産は、「知床」(北海道)、「白神山地」(青森県及び秋田県)、「小笠原諸島」(東京都)及び「屋久島」(鹿児島県)の4地域となっている。
- *3 ユネスコの「生物圏保存地域」の国内呼称で、1976年に、ユネスコの自然科学セクターの「ユネスコ人間と生物圏計画」における一事業として開始された。生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としている。詳しくは第1章第3節(3)84-85ページを参照。

推進体制の構築等に取り組んでいる。

また、地域における農林業被害の軽減・防止へ貢献するため、捕獲鳥獣のジビエ利用、わなの貸与等の捕獲への協力も行っている(事例Ⅳ-3)。

(自然再生の取組)

国有林野事業では、シカやクマ等の野生鳥獣や、松くい虫等の病害虫、強風や雷等の自然現象によって被害を受けた森林について、その再生及び復元に努めている。

また、地域の特性を活かした効果的な森林管理が

可能となる地区においては、地域、ボランティア、NPO等と連携し、生物多様性についての現地調査、荒廃した植生回復等の森林生態系の保全等の取組を実施している。

さらに、国有林野内の優れた自然環境を保全し、希少な野生生物の保護を行うため、環境省や都道府県の環境行政関係者との連絡調整や意見交換を行いながら、「自然再生事業実施計画*4」や「生態系維持回復事業計画*5」を策定し、連携した取組を進めている。

事例Ⅳ-3 地域と連携したシカ被害対策の取組

広島北部森林管理署(広島県三次市)管内の安芸高田市は、二ホンシカが多く、農林業被害が多く発生している地域であり、令和元(2019)年10月、同森林管理署、安芸高田市及び安芸高田市有害鳥獣捕獲班連絡協議会の三者による「シカ被害対策推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携してシカ被害対策に取り組む活動を始めた。

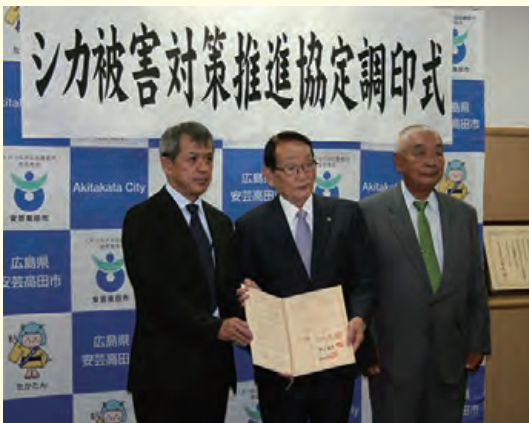
同協定は、安芸高田市内の民有林及び国有林を対象区域とし、同森林管理署は、シカ捕獲に必要な「わな」の無償貸与、捕獲場所としての国有林野の提供、捕獲方法及び安全対策の指導等を行っている。同協議会は、「わな」等によりシカを捕獲し、ジビエ利用等、有効活用に努めている。

特に、近畿中国森林管理局和歌山森林管理署の職員が開発した「小林式誘引捕獲わな」^{注1}及び四国森林管理局森林技術・支援センターが開発した小型囲いわな^{注2}による効率化と技術の向上により捕獲を促進し、地域の農林業被害及び森林生態系被害の防止を目指している。

今後は、同協定の成果を踏まえ、周辺地域にも取組を拡大していくこととしている。

注1：シカの採食時の習性を利用して確実に捕獲できるよう工夫したわな

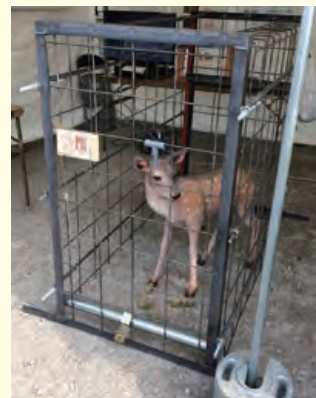
注2：誤ってわなにかかったクマが柵の上部から脱出できるような構造の囲いわな



協定締結調印式



小林式誘引捕獲わな



小型囲いわな

*4 「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に基づき、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、地域の多様な主体が参加して、森林その他の自然環境を保全、再生若しくは創出、又はその状態を維持管理することを目的とした自然再生事業の実施に関する計画。

*5 「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づき、国立公園又は国定公園における生態系の維持又は回復を図るために、国又は都道府県が策定する計画。

**(エ)民有林との一体的な整備・保全
(公益的機能維持増進協定の推進)**

国有林野に隣接・介在する民有林の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等の国有林野の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす場合や、民有林における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除に支障となる場合もみられる。このような民有林の整備・保全については、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結して、国有林野事業により一体的に整備及び保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」が、平成25(2013)年度に開始された。

国有林野事業では、同制度の活用により、隣接・介在する民有林と一体となった間伐等の施業の実施や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に向け、民有林所有者等との合意形成を進めており、平成31(2019)年3月末現在までに20か所(595ha)の協定が締結された(資料Ⅳ-7)。

(2)林業の成長産業化への貢献

現在、施業の集約化等による低コスト化や担い手の育成を始め、林業の成長産業化に向けた取組の推進が課題となっている。このため、国有林野事業では、その組織、技術力及び資源を活用し、多様な森林整備を積極的に推進する中で、森林施業の低コスト化を進めるとともに、民有林関係者等と連携した施業の推進、施業集約化への支援、林業事業者や森林・林業技術者等の育成及び林産物の安定供給等に取り組んでいる。

(低コスト化等に向けた技術の開発・普及)

国有林野事業では、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能であることから、その特性を活かし、植栽本数や下刈り回数・方法の見直し、情報通信技術(ICT)等を活用した効率的な森林管理、シカ防護対策の効率化、早生樹の導入等による林業の低コスト化等に向け、先駆的な技術等について各森林管理局が中心となり、地域の研究機関等と連携しつつ事業レベル

での試行を進めている(事例Ⅳ-4)。さらに、現地検討会等の開催による地域の林業関係者との情報交換や、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案及び検証を行うなど、民有林における普及と定着に努めている(資料Ⅳ-8、事例Ⅳ-5)。令和元(2019)年6月には、国有林において行う技術開発の成果を、体系的に整理しデータベース化した「国有林野事業技術開発総合ポータルサイト」を公開し、国有林野の管理経営に役立てるとともに、森林・林業・木材産業関係者等への情報発信に取り組んでいる。

特に近年は、施工性に優れたコンテナ苗の活用による効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等を進めるとともに、植栽適期の長さ等のコンテナ苗の優位性を活かして伐採から造林までを一体的に行う「伐採と造林の一貫作業システム^{*6}」の実証・普及に取り組んでいる。この結果、国有林野事業では、

資料Ⅳ-7 公益的機能維持増進協定の締結状況

| 概要 | 森林管理局 | 協定区域の管轄署等 | 協定数 | 協定面積(ha) |
|-------------|---------|--------------|---------|----------|
| 森林整備(間伐)の実施 | 東北 | 上小阿仁支署 | 1 | 31 |
| | | 仙台森林管理署 | 1 | 7 |
| | 関東 | 天竜森林管理署 | 2 | 60 |
| | | 塩那森林管理署 | 1 | 24 |
| | | 茨城森林管理署 | 2 | 65 |
| | 中部 | 日光森林管理署 | 4 | 231 |
| | | 北信森林管理署 | 2 | 27 |
| | 近畿中国 | 奈良森林管理事務所 | 1 | 27 |
| | | 広島北部森林管理署 | 1 | 14 |
| | 四国 | 嶺北森林管理署 | 1 | 47 |
| 九州 | | 鹿児島森林管理署 | 1 | 38 |
| | | | 北薩森林管理署 | 1 |
| 外来種の駆除 | 関東(小笠原) | 関東森林管理局(局直轄) | 1 | 2 |
| | 九州 | 屋久島森林管理署 | 1 | 1 |
| 計 | | | 20 | 595 |

注1：計の不一致は四捨五入による。
 2：平成31(2019)年3月末現在の状況。
 3：協定数20のうち、上小阿仁支署、天竜署、日光署2か所、奈良所、嶺北署、鹿児島署、関東局(局直轄)、屋久島署の協定は終了している。
 資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*6 伐採と造林の一貫作業システムとは、伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。詳細については、第Ⅱ章第1節(4)134ページを参照。

平成30(2018)年度には2,431haでコンテナ苗等を植栽し(資料IV-9)、948haで伐採と造林の一貫作業を実施した(資料IV-10)。

これらの植栽の実証を通じて、我が国でのコンテ

ナ苗の普及に向け、技術的課題の把握、使用方法の改善等に取り組んでいる。

また、近年、森林・林業分野でも活用が期待されている、効率的に上空から森林の状況把握を行うこ

資料IV-8 国有林野事業の現場を活用した現地検討会等の実施状況

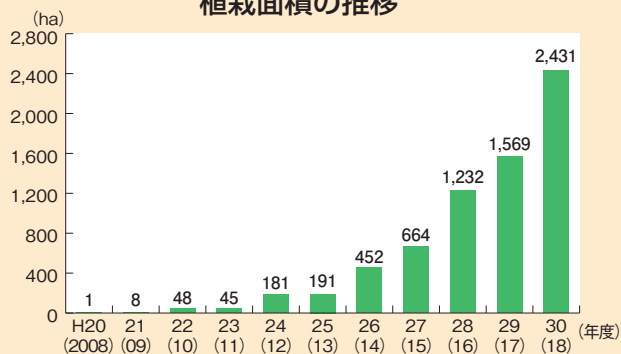
| 区分 | 実施状況 |
|----------|--------|
| 実施回数 | 293回 |
| 延べ参加人数 | 9,979人 |
| うち民有林関係者 | 5,943人 |

注1：平成30(2018)年度に、森林管理局や森林管理署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。

注2：民有林関係者とは、国有林野事業職員以外で、地方公共団体や林業事業者の職員等。

資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料IV-9 国有林野におけるコンテナ苗の植栽面積の推移



資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

事例IV-4 IoTを活用した鳥獣被害対策

四国森林管理局は、平成29(2017)年度から高知県梶原町において、わな巡視作業の軽減と有害鳥獣のジビエ工活用を推進するため、有害鳥獣がわなに捕獲されるとLPWA(低消費広域通信)とモバイルデータ通信を介して瞬時に狩猟者等の携帯端末等へ通知されるシステムを導入している。

当該システムの利用により、これまで携帯電話の受信範囲に限られていた捕獲通知情報を、中継機を通じて携帯圏外エリアに設置したわなからでも受信することが可能になった。その結果、狩猟者等によるわな巡視の負担軽減、及び捕獲の効率化に加え、行政担当者による狩猟・有害鳥獣駆除に係る事務の効率化にもつながった。

今後は、引き続き、鳥獣被害対策関係者を対象とした当該システムに関する勉強会等の開催を通じて地域との連携や信頼関係の構築に努めるとともに、若年狩猟者の不足や鳥獣被害に対する認識を深めるため、中学生や高校生に対する森林環境教育講座も継続して実施していくこととしている。



IoTを活用した捕獲通知システムのイメージ

とのできるドローンについて、山地災害の被害状況及び事業予定のある森林の概況の調査等への活用や実証に取り組んでいる。

(民有林と連携した施業)

国有林野事業では、地域における施業集約化の取組を支援し、森林施業の低コスト化に資するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等を図ることのできる地域においては、「森林共同施業団地」を設定し、民有林と国有林を接続する路網の整備や相互利用、連携した施業の実施、民有林材と国有林材の協調出荷等に取り組んでいる。

平成31(2019)年3月末現在、森林共同施業団地の設定箇所数は168か所、設定面積は約42万ha(うち国有林野は約24万ha)となっている(資料Ⅳ-11、12)。

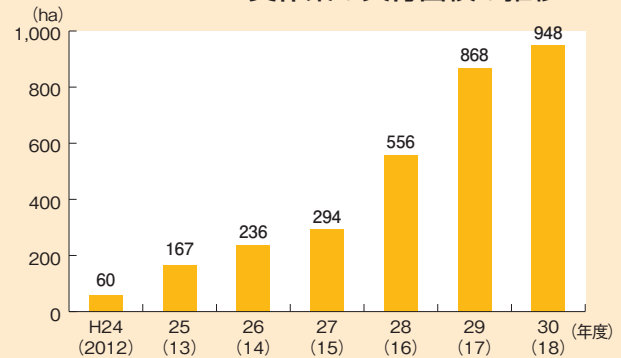
(林業事業者及び森林・林業技術者等の育成)

国有林野事業は、国内最大の森林を管理する事業発注者であるという特性を活かし、林業事業者への

事業の発注を通じてその経営能力の向上等を促すこととしている。

具体的には、総合評価落札方式や2か年又は3か年の複数年契約、事業成績評定制度の活用等により、林業事業者の創意工夫を促進している。このほか、作業システムや路網の作設に関する現地検討会の開

資料Ⅳ-10 国有林野における伐採と造林の一貫作業の実行面積の推移



資料：平成25(2013)年度までは、農林水産省「平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「平成30年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

事例Ⅳ-5 コウヨウザン植栽現地検討会を実施

早生樹として注目されているコウヨウザン^{注1}は、西日本では試験植栽や利用方法についての試験が進んでいるが、東日本では植栽事例が少なく、試験植栽もあまり進んでいなかった。

こうした中、関東森林管理局利根沼田森林管理署(群馬県沼田市)では、群馬県林業試験場との共同で、令和元(2019)年11月に、群馬県北部地域の気候や地理条件の中でコウヨウザンの育苗・造林技術の検証を行うこと、コウヨウザンを広く認知してもらうことを目的として、コウヨウザンの試験植栽及び現地検討会を開催した。

現地検討会では、実際に参加者が鍬で地面に植穴を掘り、計30本の苗木^{注2}を植栽した。比較的温暖な地域が生育適地とされているコウヨウザンであるが、利根沼田地域で成長調査や試験植栽等を継続し、寒冷地で成林する条件や可能性について検証していくこととしている。

注1：コウヨウザンについては、第Ⅱ章第1節(4)137ページを参照。

注2：広島県産1年生・2年生の普通苗・コンテナ苗、群馬県林業試験場育苗の挿し木普通苗を植栽。



現地検討会での植栽作業の様子(左)と植栽後の状況(右)

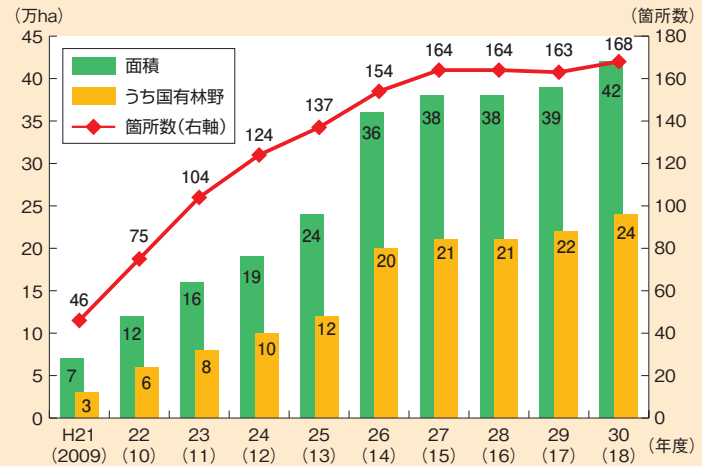
催により(事例Ⅳ-6)、林業事業体の能力向上や技術者の育成を支援するとともに、市町村単位での今後5年間の伐採量の公表や森林整備及び素材生産の発注情報を都道府県等と連携して公表することにより、林業事業体の事業展開に効果的な情報発信に取り組んでいる(事例Ⅳ-7)。

また、近年、都道府県や市町村の林務担当職員の不在、森林・林業に関する専門知識の不足などの課題がある中、国有林野事業の職員は、森林・林業の専門家として、地域において指導的な役割を果たすことが期待されている。このため、国有林野事業では、専門的かつ高度な知識や技術と現場経験を有する「森林総合監理士(フォレスター)」等を系統的に育成し、森林管理署と都道府県の森林総合監理士等との連携による「技術的援助等チーム」の設置等により、市町村行政に対し「市町村森林整備計画」の策定とその達成に向けた支援等を行っている(事例Ⅳ-8)。

さらに、国有林野の多種多様なフィール

ドの提供を通じた研修等の開催により民有林の人材育成を支援するとともに、大学や林業大学校など林業従事者等の育成機関と連携して、森林・林業に関する技術指導に取り組んでいる。

資料Ⅳ-11 森林共同施業団地の設定状況



注：各年度末の数字であり、協定期間が終了したものは含まない。平成29(2017)年度に3か所で事業が終了し、平成30(2018)年度に新たに8か所で森林共同施業団地を設定(1.3万haうち国有林0.8万ha)して事業を開始。

資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

資料Ⅳ-12 各森林管理局の森林共同施業団地の取組例

| 森林管理局 | 団地名 | 民有林側協定締結者 | 概要 |
|------------------------------------|--|----------------------|--|
| 北海道森林管理局 石狩森林管理署 | 婦美共同施業団地 余別共同施業団地 | 積丹町など2者 | トラック運搬にも活用可能な効果的な路網整備 |
| 東北森林管理局 岩手北部森林管理署 | 八幡平市田沢・曲田地域森林共同施業団地 | 八幡平市など2者 | 搬出拠点に接続した効率的な路網整備 |
| 関東森林管理局 下越森林管理署村上支署 | 村上市笹平地区森林共同施業団地 | 下越流域森林・林業活性化センターなど2者 | 連絡路網 ^{注1} の整備及び現地検討会を通じた路網作設技術の普及 |
| 中部森林管理局 木曽森林管理署 木曽森林管理署南木曽支署 | 木祖村団地、木曽町団地、木曾町開田団地、王滝村団地、上松町団地、大桑村団地、南木曽町団地 | 木曾谷流域6町村など13者 | 連絡路網 ^{注1} の整備及び協調出荷 |
| 近畿中国森林管理局 三重森林管理署 | 悟入谷・古野裏山地域森林共同施業団地 | 岐阜県森林公社など5者 | 2つの県をまたがる搬出路網の整備 |
| 四国森林管理局 嶺北森林管理署 | いの町本川(葛原)地域森林共同施業団地 | 民間企業1者 | 連絡路網 ^{注1} の整備及び連携した森林施業 |
| 九州森林管理局 熊本南部森林管理署 | 五木地域森林共同施業団地 | 民間企業など10者 | 事業連携に資する共通図面作成及び協調出荷 |

注1：「連絡路網」とは、民有林と国有林を接続させた路網のこと。

2：各局の取組の詳細は、北海道局(平成30年度)、東北局(平成26年度)、近畿中国局(平成28年度)、四国局(令和元年度)及び九州局(平成30年度)は括弧内各年度の「森林及び林業の動向」を、関東局(平成29年度)及び中部局(平成26年度)は括弧内各年度の「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」を参照。

(森林経営管理制度への貢献)

平成31(2019)年4月から運用を開始した森林経営管理制度が、効率的に機能するよう、国有林野事業においても積極的に貢献していく必要がある。このため、市町村が集積・集約した森林の経営管理を担うこととなる林業経営者に対する国有林野事業の受注機会の拡大へ配慮するほか、市町村林務行政に対する技術的支援や公的管理を行う森林の取扱手法の普及、地域の方々の森林・林業に対する理解の促進への寄与等に取り組むこととしている。また、国有林野事業で把握している林業経営者の情報を、市町村に提供することとしており、これらの取組を通じて地域の林業経営者の育成を支援することとしている。

(森林経営管理制度を円滑に進めるため、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正)

森林経営管理制度を円滑に進めるためには、川上

側の林業と川中・川下側の木材関連産業との連携強化を進め、木材需要の拡大を図りながら、森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成することが重要となっている。このことを踏まえ、平成30(2018)年11月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン(農林水産業・地域の活力創造本部決定)」では、国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者(森林組合、素材生産業者、自伐林家等)が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みや、意欲と能力を有する林業経営者と連携する川下事業者に対する資金供給の円滑化を図る仕組みを創設することが位置付けられた。これらの仕組みについては、林政審議会における審議を経て、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律^{*7}」案として国会での審議が行われた。これらの審議の過程

事例Ⅳ-6 高性能林業機械タワーヤード集材現地検討会

四国森林管理局香川森林管理事務所(香川県高松市)及び徳島森林管理署(徳島県徳島市)では、令和元(2019)年6月、美馬森林組合の協力を得て、香川県まんのう町の国有林において、タワーヤードによる集材についての現地検討会を開催した。

同地域では急峻な地形が多いことから、森林作業道の作設が困難な森林に対応できる生産技術の開発と、技術者の育成が課題となっている。タワーヤードは架線を利用する集材機械であり、集材距離が比較的長いことから森林作業道の作設が困難な急傾斜地での集材を可能にすること、また少人数での作業が可能であること等の利点があるとされ、同地域において活躍が期待されている。

現地検討会には香川県、徳島県、両県内の市町村、林業事業者、森林管理署等から65名が参加し、参加者からは「急傾斜地での作業道の作設が不要になることから、環境負荷が軽減され、森林保全につながる」等の意見が出された。同森林管理事務所及び同森林管理署では、今後も関係者と連携しながら、高性能林業機械の普及と林業技術者の育成に取り組むこととしている。



高性能林業機械タワーヤード集材の実演の様子

*7 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)

においては、国有林野の管理経営の在り方について幅広い議論がなされ、改めて国有林野の公共性が認識されることとなった。この法律は、令和元(2019)年6月5日に国会で成立し、令和2(2020)年4月から施行されることとなり、森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するため、国有林野の一定の区域において、一定期間、安定的に樹木を採取できる「樹木採取権制度」が創設された。

樹木採取権の設定を受けることにより、長期的な事業量の見通しが立ち、計画的な雇用や林業機械の導入が促進され、経営基盤の強化につながり、森林経営管理制度の要となる林業経営者の育成が図られることが期待される。

〔「樹木採取権制度」の概要〕

同制度では、樹木採取区として指定した国有林野の一定の区域において、一定期間、安定的に樹木を伐採して取得(採取)する「樹木採取権」を公募によって選定された者に設定する(権利の存続期間10年程度、区域面積200~300haを基本に運用)。樹木採

取権の設定を受ける者は、都道府県の公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者又は同等の能力を有する者であること、川中・川下事業者と連携すること等を要件としており、樹木の対価である樹木料の額の多寡のほか、雇用の増大等の地域の産業の振興への寄与等を総合的に評価して選定することとしている。

樹木の採取に当たっては、一箇所当たりの伐採面積の上限や溪流沿いの保護樹帯の設置等、国有林の伐採ルールに則り、国が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合しなければならないこととしており、公益的機能の確保に支障を及ぼさない仕組みとしている。また、樹木採取権者がこれらに違反した場合は樹木採取権を取り消すことも可能としている。

一方、樹木の採取跡地における植栽については従来どおり国が確実に実施することとしている。この場合、伐採と造林の一貫作業システムにより採取と植栽を一体的に行うことが効率的である。このため、

事例IV-7 県と連携した林業の低コスト化の取組

青森県の民有林では、再造林の推進が課題となっており、また林業における人手不足は民有林、国有林を問わず深刻であり、再造林の推進や人材確保のため、林業全般におけるコスト低減を通じた収益性の向上が課題となっている。このため青森森林管理署(青森県青森市)は、青森県と連携して、伐採から育林まで各段階における低コスト化に向けたセミナー及び現地検討会を、林業事業者並びに県及び市町村職員を対象に行った。

同森林管理署が中心となって、令和元(2019)年7月に作業システムセミナー、同年9月に下刈り省略の現地検討会を開催する一方、青森県の主催により循環型林業を担う林業事業者育成のためのセミナーを同年9月に、一貫作業システムの現地研修会を同年11月に開催し、同森林管理署と青森県が相互に参加して幅広く情報提供を行うとともに、林業事業者同士の情報交換の機会を提供するなど、全体としての取組の効果を高めるよう工夫した。

今後もそれぞれの取組の効果を高めるため、取組の計画の初期段階から両者の情報交換や調整を緊密に行うこととしている。

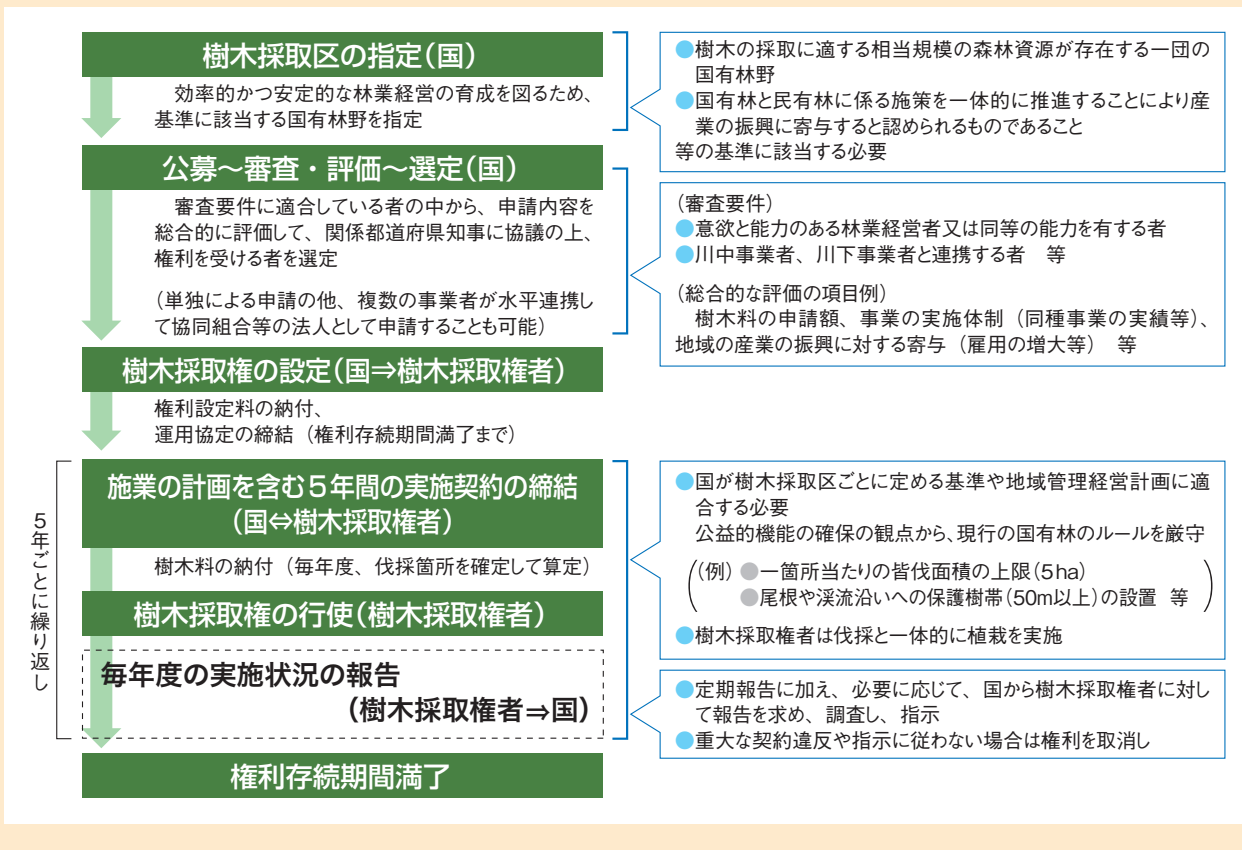


作業システムセミナー(国・県共催)



下刈り省略の現地検討会(国・県共催)

資料Ⅳ－13 樹木採取権制度における事業実施の基本的な流れ



事例Ⅳ－8 五島地域の林業活性化に向けた民有林と国有林の連携

九州森林管理局長崎森林管理署(長崎県諫早市)では、平成28(2016)年度に、同森林管理者、五島市、長崎県五島振興局及び五島森林組合の4者により「五島市森林づくり推進チーム」を設立し、平成29(2017)年度が始期となる「五島市森林整備計画」の策定支援を行った。

この整備計画を達成するため、推進チームは、地域の課題である林業労働力不足の解消に向けて、新規参入も支援できるよう、平成30(2018)年度から継続して、他業種を対象に森林整備等の講習会を開催してきた。さらに、限られた労働力の下では、施業の効率化を図ることが重要であることから、令和元(2019)年度には、手入が行き届いていない民有林の整備を進めるため、五島地域森林共同施業団地(平成29(2017)年度設定(941ha))の拡大による施業集約化に取り組むこととし、地域の林業経営体等に参加を促し、多くの賛同を得た。

今後は、拡大した施業団地における効率的な森林整備の推進と、他業種への講習会を継続していく。



森林整備等の講習会の様子
(令和元(2019)年9月開催)



施業団地の拡大に向けた説明会の様子
(令和元(2019)年9月開催)

樹木採取権者に植栽の作業を行わせることとし、樹木採取権の申請時に、設定を受けた際には国と委託契約を結び採取跡地に適切に植栽を行う旨の書面を国に提出させることで、採取と一体的な植栽の実施を進めていくこととしている(資料Ⅳ-13)。

(林産物の安定供給)

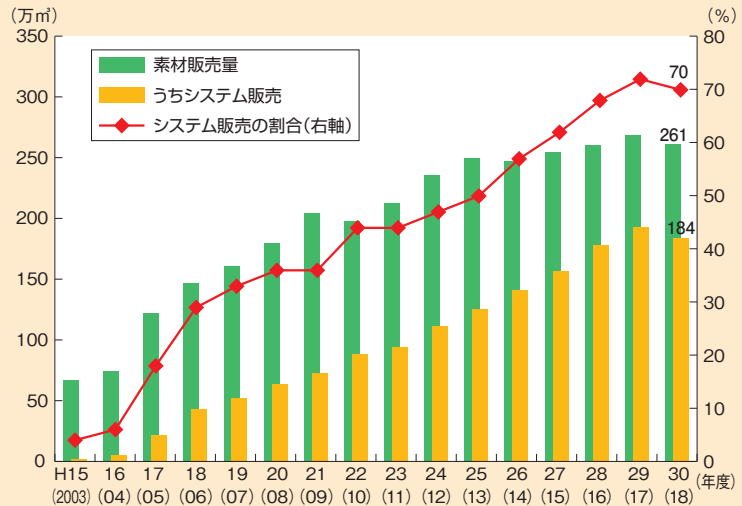
国有林野事業では、公益重視の管理経営の下で行われる施業によって得られる木材について、持続的かつ計画的な供給に努めることとしている。

国有林野事業から供給される木材は、国産材供給量の約2割を占めており、平成30(2018)年度の木材供給量は、立木によるものが167万㎡(丸太換算)、素材(丸太)によるものが261万㎡となっている。

国有林野事業からの木材の供給に当たっては、集成材・合板工場や製材工

場等と協定を締結し、林業事業体の計画的な実行体制の構築に資する国有林材を安定的に供給する「システム販売」を進めている(事例Ⅳ-9)。システム

資料Ⅳ-14 国有林野からの素材販売量の推移



注：各年度末の値。
資料：平成25(2013)年度までは、林野庁業務課調べ。平成26(2014)年度以降は、農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」。

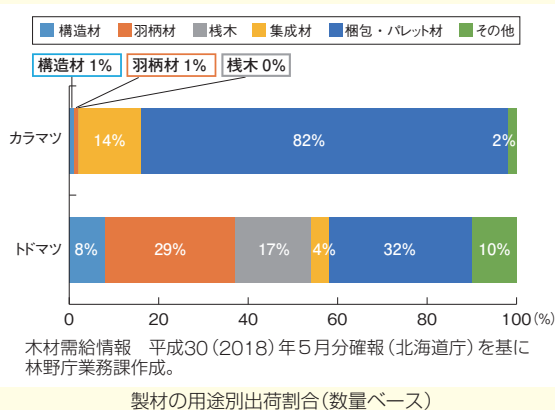
事例Ⅳ-9 丸太の高付加価値化に向けた取組

北海道では、生産されるトドマツやカラマツ等の丸太のうち約5割が製材用であるが、主な用途は、梱包材等の産業用資材や、建築用の間柱・垂木などの羽柄材が中心となっており、付加価値の高い構造用材(柱や梁など)としての利用は少ない状況となっている。

北海道内の人工林は一般的な主伐期を超えた高齢級化が進んでおり、公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用の観点からは、高齢級の大径木が付加価値の高い構造用材として利用されることによって、齢級構成を平準化していくことが必要であると考えられる。

そのため、北海道森林管理局では、令和元(2019)年度のシステム販売の一部において、一定の径級(24cm以上)及び品質を確保した良材のみを選別し、構造用材として使用することを条件とした販売を試行的に実施した。

このような取組は、国有林を起点としたサプライチェーンの確立と木材のトレーサビリティの強化にもつながると考えられることから、北海道森林管理局では、更なる高付加価値化を目指すとともに、民有林へも協調出荷を促していくこととしている。



選別され積み重ねられたカラマツ

販売による丸太の販売量は増加傾向で推移しており、平成30(2018)年度には丸太の販売量全体の70%に当たる184万m³となった(資料Ⅳ-14)。また、システム販売の実施に当たっては、民有林所有者等との連携による協調出荷に取り組むとともに、新規需要の開拓に向けて、燃料用チップ等を用途とする未利用間伐材等の安定供給にも取り組んでいる。

さらに、国有林野事業については、全国的なネットワークを持ち、国産材供給量の約2割を供給し得るという特性を活かし、地域の木材需要が急激に変動した場合に、地域の需要に応える供給調整機能を発揮することが重要となっている。このため、平成25(2013)年度から、林野庁及び全国7つの森林管理局において、学識経験者のほか川上、川中及び川下関係者等から成る「国有林材供給調整検討委員会」を開催することにより、地域の木材需給を迅速かつ適確に把握し、需給に応じた国有林材の供給に取り組むこととしている。また、平成27(2015)年度から、全国7ブロックで開催されている「需給情報連

絡協議会」に各森林管理局も参画するなど、地域の木材価格や需要動向の適確な把握に努めている。

このほか、ヒバや木曽ヒノキなど民有林からの供給が期待しにくい樹種や広葉樹の材を、多様な森林を有しているという国有林野の特性を活かして、供給している(事例Ⅳ-10)。

(3)「国民の森林^{もり}」としての管理経営等

国有林野事業では、国有林野を「国民の森林^{もり}」として位置付け、国民に対する情報の公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発等により、国民に開かれた管理経営に努めている。

また、国有林野が、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることを踏まえ、地域振興へ寄与する国有林野の活用にも取り組んでいる。

さらに、東日本大震災からの復旧及び復興へ貢献するため、国有林野等における被害の復旧に取り組むとともに、被災地のニーズに応じて、海岸防災林の再生や原子力災害からの復旧等に取り組んでいる。

事例Ⅳ-10 里山広葉樹林活用・再生プロジェクト

かつては長くて20～30年間隔で伐採されていた里山の森林は、薪等として利用されなくなり、幹が太く樹高の高い森林に変化し、ナラ枯れ被害の増長も懸念されていることから、適切な管理が必要である。近畿中国森林管理局では、里山の森林を活用しつつ若返らせることによって林業の成長産業化や地域振興等に寄与することを目標として、岡山大学の協力を得ながら「里山広葉樹林活用・再生プロジェクト」に取り組んでおり、岡山県内のコナラやアベマキ等から成る里山林において丸太を生産し販売することによって事業としての採算性やニーズを把握するとともに、伐採跡地の天然更新に関する検証、里山広葉樹の需要拡大に向けた検討を進めている。

令和元(2019)年度には、平成29(2017)年度に続いて2度目の丸太生産を行い、伐採方法を抜き伐りから帯状の伐採に変更するとともに、造材方法をチェーンソーから高性能林業機械に変更することで、コストの削減と新たな需要の開拓による利益の向上等について検証を行った。



伐採前後の里山林



現地検討会の様子

**(ア)「国民の森林」としての管理経営
(国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信)**

国有林野事業では、「国民の森林」としての管理経営の推進と、その透明性の確保を図るため、事業の実施に係る情報の発信や森林環境教育の活動支援等を通じて、森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に取り組んでいる。

また、各森林管理局の「地域管理経営計画」等の策定に当たっては、計画案についてパブリックコメント制度を活用するとともに、計画案の作成前の段階から広く国民の意見を集めるなど、対話型の取組による双方向の情報受発信を推進している。

さらに、国有林野における活動全般について国民の意見を聴取するため、一般公募により「国有林モニター」を選定し、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等を行っている。国有林モニターには、平成31(2019)年4月現在、全国で337名が登録している(事例Ⅳ-11)。

このほか、ホームページの内容の充実に努めると

ともに、森林管理局の新たな取組や年間の業務予定等を公表するなど、国民への情報発信に積極的に取り組んでいる。

(森林環境教育の推進)

国有林野事業では、森林環境教育の場としての国有林野の利用を進めるため、森林環境教育のプログラムの整備、フィールドの提供等に取り組んでいる。

この一環として、学校等と森林管理署等が協定を結び、国有林野の豊かな森林環境を子供たちに提供する「遊々の森」を設定している。平成30(2018)年度末現在、153か所で協定が締結されており、地域の地方公共団体、NPO等の主催により、森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動が行われている(事例Ⅳ-12)。

また、環境教育に取り組む教育関係者の活動を支援するため、教職員やボランティアのリーダー等に対する技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等に取り組んでいる。

(地域やNPO等との連携)

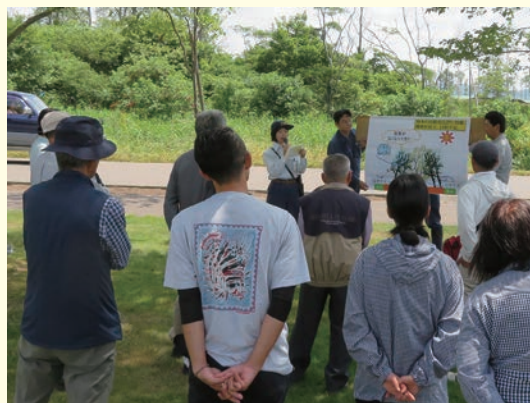
国有林野事業では、国民参加の森林づくりの推進

事例Ⅳ-11 国有林モニター制度を活用した情報受発信の取組

北海道森林管理局では、令和元(2019)年7月、空知森林管理署管内の国有林(北海道岩見沢市)において、令和元年度国有林モニター現地見学会を開催した。

現地見学会には、24名のモニターが出席し、管内の採種園や防風林、列状間伐の実施箇所、自然休養林を見学した。このうち、防風林では、農耕地を気象害から守るために戦前から造成されてきた歴史と、高齢化に伴う倒木、落枝や防風機能の低下などへの課題に対応するための更新・保育といった取組について、職員が作成したパネルを用いて説明したほか、防風林の手入れの1つとして実施している下刈り作業を見学した。

参加したモニターからは、「防風林の施業など、なかなか知ることのない国有林の仕事について勉強になった」といった意見が出された。



パネルを用いた防風林の説明
(北海道森林管理局)

のため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールド提供のほか、NPO等に継続的に森林づくり活動に参加してもらえるよう、技術指導や助言及び講師の派遣等の支援に取り組んでいる。

地域の森林の特色を活かした効果的な森林管理が期待される地域においては、各森林管理局が、地方公共団体、NPO、自然保護団体等と連携して森林整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

例えば、群馬県みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象にした「赤谷プロジェクト」は、平成15(2003)年度から、関東森林管理局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び公益財団法人日本自然保護協会の協働により、生物多様性の復元と持続可能な地域づくりを目指した森林管理を実施している。

また、自ら森林づくりを行うことを希望するNPO等と協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」を設定しており、平成30(2018)年度末現在、全国で126か所が設定さ

れている。

このほか、企業の社会的責任(CSR)活動等を目的とした森林づくり活動へのフィールドを提供する「社会貢献の森」、森林保全を目的とした森林パトロール、美化活動等のフィールドを提供する「多様な活動の森」を設定しており、平成30(2018)年度末現在、全国でそれぞれ168か所、70か所が設定されている。さらに、国有林野事業では、歴史的に重要な木造建造物や各地の祭礼行事、伝統工芸等の次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、「木の文化を支える森」を設定している(資料Ⅳ-15)。「木の文化を支える森」には、歴史的木造建造物の修復等に必要となる木材を安定的に供給することを目的とする「古事の森」、神社の祭礼で用いる資材の供給を目的とする「御柱の森」等がある。

「木の文化を支える森」は、平成30(2018)年度末現在、全国で合計24か所が設定されており、地元の地方公共団体等から成る協議会が、作業見学会の開催や下刈り作業の実施等に継続的に取り組むなど、国民参加による森林づくり活動が進められている。

事例Ⅳ-12 「UWC ISAK JAPAN 大日向遊々の森」協定の締結

平成31(2019)年3月6日、中部森林管理局東信森林管理署(長野県佐久市)は、軽井沢町浅間山国有林に隣接する、UWC ISAK JAPAN注と「遊々の森」の協定を締結した。

この協定は、同校の生徒から出された「隣接する国有林で林業体験や森林レクリエーションを行いたい」との要望を受けて、森林管理署職員と生徒が一年以上かけて現地の踏査や検討を行い、校舎西隣の国有林約30haを「UWC ISAK JAPAN 大日向遊々の森」として設定し、締結することとなった。

調印式典は生徒集会で開催され、生徒200人が見守る中、森林管理署長と学校長が協定書に署名し、全校生徒で記念撮影を行った。

また、協定締結後は、同校生徒が藪刈り作業を行うなど林業体験の場として活用している。

注：学校法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ・ISAK(アイザック)ジャパン(インターナショナルスクール)



協定締結の様子



藪刈り作業の様子

(分収林制度による森林づくり)

国有林野事業では、将来の木材販売による収益を分け合うことを前提に、契約者が苗木を植えて育てる「分収造林」や、契約者が費用の一部を負担して国が森林を育てる「分収育林」を通じて、国民参加の森林づくりを進めている。平成30(2018)年度末現在の設定面積は、分収造林で約10.6万ha、分収育林で約1.3万haとなっている*8。

分収育林の契約者である「緑のオーナー」に対しては、契約対象森林への案内や植樹祭等のイベントへの招待等を行うことにより、森林と触れ合う機会の提供等に努めるとともに、契約者からの多様な意向に応えるため、契約期間をおおむね10年から20年延長することも可能としている。

また、分収林制度を活用し、企業等が契約者となって社会貢献、社員教育及び顧客との触れ合いの場として森林づくりを行う「法人の森林」も設定している。平成30(2018)年度末時点で、「法人の森林」の設定箇所数は471か所、設定面積は約2.3千haとなっている。

(イ)地域振興への寄与

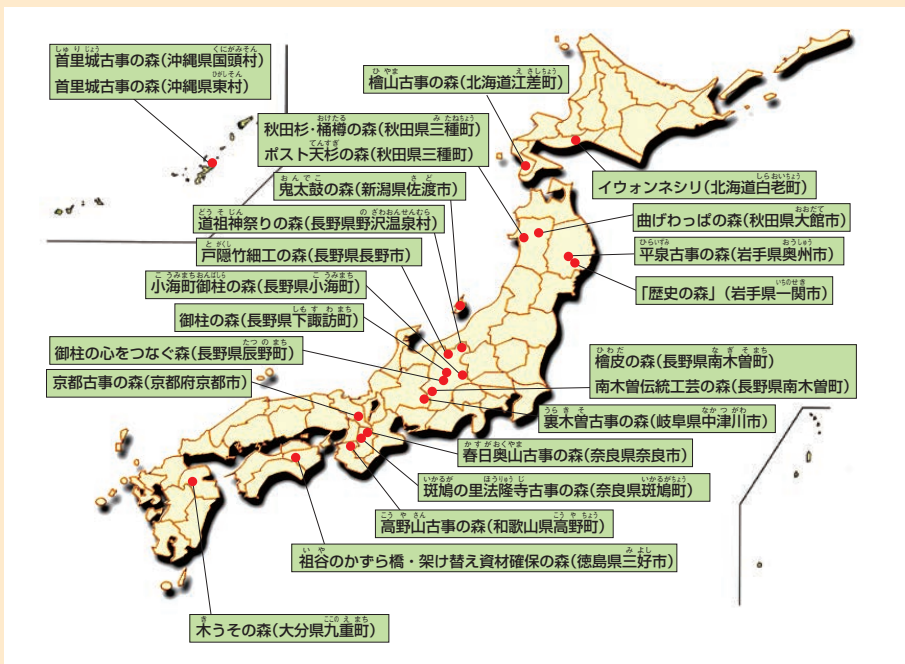
(国有林野の貸付け・売払い)

国有林野事業では、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に貢献するため、地方公共団体、地元住民等に対して、国有林野の貸付けを行っている。平成30(2018)年度末現在の貸付面積は約7.1万haで、道路、電気・通信、ダム等の公用、公共用又は公益事業用の施設用地が49%、農地や採草放牧地が14%を占めている。

このうち、公益事業用の施設用地については、「FIT制度*9」に基づき経済産業省から発電事業の認定を受けた事業者も貸付対象としており、平成30(2018)年度末現在で約242haの貸付けを行っている。

また、国有林野の一部に、地元住民を対象として、薪炭材等の自家用林産物採取等を目的とした共同利用を認める「共用林野」を設定している。共用林野は、自家用の落葉や落枝の採取、地域住民の共同のエネルギー源としての立木の伐採、山菜やきのこ類の採取等を行う「普通共用林野」、自家用薪炭のた

資料IV-15 全国の「木の文化を支える森」



注：平成30(2018)年度末現在のデータである。
資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*8 個人等を対象とした分収育林の一般公募は、平成11(1999)年度から休止している。

*9 同制度について詳しくは、第三章第2節(3)191-192ページを参照。

めの原木採取を行う「薪炭共用林野」及び家畜の放牧を行う「放牧共用林野」の3つに区分される。これらに加えて、平成31(2019)年4月に成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律^{*10}」に基づき、アイヌ文化の振興等に必要な林産物の採取を行う新たな共用林野の設定が可能となった。共用林野の設定面積は、平成30(2018)年度末現在で、119万haとなっている。

さらに、国有林野のうち、地域産業の振興や住民福祉の向上等に必要な森林、苗畑及び貯木場の跡地等については、地方公共団体等への売払いを行っている。平成30(2018)年度には、ダム用地や道路用地等として、計178haの売払い等を行った。

(公衆の保健のための活用)

国有林野事業では、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等に適した国有林野について、平成31(2019)年4月現在、全国で727か所、約29万haを「自然休養林」、「自然観察教育林」等の「レクリエーションの森」に設定している(資料Ⅳ-16)。平成30(2018)年度には、「レクリエーションの森」において、延べ約1.4億人の利用があった。

「レクリエーションの森」では、地元の地方公共団体を核とする「レクリエーションの森」管理運営協議会を始めとした地域の関係者と森林管理署等が連携しながら、利用者のニーズに即した管理運営を行っている。

管理運営に当たっては、利用者からの「森林環境整備推進協力金」による収入や、「サポーター制度」に基づく企業等からの資金も活用している。このうち、サポーター制度は、企業等がCSR活動の一環として、「レクリエーションの森」管理運営協議会との協定に基づき、「レクリエーションの森」の整備に必要な資金や労務を提供する制度であり、平成30(2018)年度末現在、全国10か所の「レクリエーションの森」において、延べ14の企業等がサポーターとなっている(事例Ⅳ-13)。

(観光資源としての活用の推進)

平成29(2017)年4月、観光資源としての潜在的魅力がある「レクリエーションの森」を「日本美しい森 お薦め国有林」として全国で93か所選定した^{*11}(資料Ⅳ-17)。これらについては、外国人観光客も含めた利用者の増加を目的に、標識類等の多言語化、施設整備等の重点的な環境整備やウェブサイト等による情報発信の強化に取り組んでいる。

資料Ⅳ-16 「レクリエーションの森」の設定状況

| レクリエーションの森の種類 | 箇所数 | 面積(千ha) | 利用者数(百万人) | 代表的なレクリエーションの森(都道府県) |
|---------------|-----|---------|-----------|--|
| 自然休養林 | 83 | 96 | 11 | たかおさん(東京)、あかさわ(長野)、つるぎさん(徳島)、やくしま(鹿児島) |
| 自然観察教育林 | 107 | 26 | 16 | しらかみ(青森)、あんもん(福島)、きんかざん(岐阜) |
| 風景林 | 246 | 103 | 84 | えりも(北海道)、あしのこ(神奈川)、あらしやま(京都) |
| 森林スポーツ林 | 32 | 3 | 3 | みいけ(福島)、たきごし(長野)、おうぎのせん(鳥取) |
| 野外スポーツ地域 | 173 | 50 | 15 | てんぐやま(北海道)、うらばんたい(福島)、むこうざかやま(宮崎) |
| 風致探勝林 | 86 | 15 | 8 | ぬくみだいら(山形)、こまがたけ(長野)、にしのみつばら(佐賀) |
| 合計 | 727 | 292 | 137 | |

注1：箇所数及び面積は、平成31(2019)年4月1日現在の数値であり、利用者数は平成30(2018)年度の参考値である。

注2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「平成30年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」

*10 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)

*11 「日本美しい森 お薦め国有林」の選定について詳しくは、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス4(8-9ページ)を参照。

特に、令和元(2019)年9月には全国4か所の「日本美しい森 お薦め国有林」について、ドローンで撮影した動画をホームページで公開したほか、それぞれの「日本美しい森 お薦め国有林」における四季折々の姿や地元のイベント等を最新情報として紹介するなど魅力の発信に取り組んでいる*12。

**(ウ)東日本大震災からの復旧・復興
(応急復旧と海岸防災林の再生)**

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に当たって、森林管理局や森林管理署等では、地域に密着した国の出先機関として地域の期待に応えるため、震災直後には、ヘリコプターによる現地調査、担当官の派遣、支援物資の搬送などの様々な取組を行ってきた。

中でも海岸防災林の再生については、国有林における海岸防災林の復旧工事を行うとともに、民有林においても民有林直轄治山事業等により復旧に取り組んでいるほか、海岸防災林の復旧工事に必要な資材として使用される木材について、国有林野からの

資料Ⅳ-17 「日本美しい森 お薦め国有林」の例

| 森林管理局 | 箇所数 | 代表例 |
|-------|-----|---------------------|
| 北海道 | 20 | ポロト、然別、えりも、ニセコ・神仙沼 |
| 東北 | 11 | 白神山地・暗門の滝、焼走り、温身平 |
| 関東 | 15 | 奥久慈、野反、高尾山 |
| 中部 | 10 | 戸隠・大峰、駒ヶ岳、赤沢、御岳 |
| 近畿中国 | 20 | 安宅林、近江湖南アルプス、嵐山、高取山 |
| 四国 | 5 | 剣山、工石山、千本山 |
| 九州 | 12 | くまもと、宮崎、猪八重の滝、屋久島 |

注：各森林管理局の管轄区域における箇所数である。
資料：林野庁経営企画課作成。
「日本美しい森 お薦め国有林」のホームページのQRコード

事例Ⅳ-13 「日本美しい森 お薦め国有林」で初のオフィシャルサポーター協定を締結

中部森林管理局北信森林管理署(長野県飯山市)管内の「戸隠・大峰自然休養林」では、令和元(2019)年6月に「日本美しい森 お薦め国有林」に選定された「レクリエーションの森」としては全国で初めて、資金や資材等について、民間企業等から支援を受ける「サポーター制度」を導入した。

具体的には、一般財団法人日本森林林業振興会長野支部(長野県長野市)、株式会社コシイプレザービング(大阪府大阪市)から木道改修資材、株式会社八十二銀行(長野県長野市)から資金、長野県林業土木協会北信分会(長野県長野市)から労力の提供を受けることとなった。

これらの支援を受け、地域関係者で構成される戸隠大峰自然休養林保護管理協議会と北信森林管理署が連携し、「戸隠・大峰自然休養林」の中でも野鳥観察スポットとして人気の高い「戸隠森林植物園」内の老朽化した木道について、令和2(2020)年4月から、地元ボランティアの協力も交えた改修作業を実施することとしている。



戸隠森林植物園の木道の損傷点検



オフィシャルサポーター協定締結式

*12 民有林を含めた森林を観光資源として活用する取組については、第II章第3節(2)151-152ページを参照。

供給も行っている(事例Ⅳ-14)。

(原子力災害からの復旧への貢献)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害への対応については、平成23(2011)年度から福島県内の国有林野において環境放射線モニタリングを実施し、その結果を市町村等に提供しているほか、森林除染に関する知見の集積、林業再生等のための実証事業、国有林野からの安全なきのこ原木の供給等の支援を行った。さらに、環境省や市町村等に対して、除去土壌等の仮置場用地として国有林野の無償貸付け等を実施しており、令和元(2019)年12月末現在、福島県、茨城県、群馬県及び宮城県の4県22か所で計約70haの国有林野が仮置場用地として利用されている。

なお、避難指示解除区域における森林整備事業の再開が可能な地域については、森林事務所を再開し、事業に本格的に着手した。今後も、避難指示解除区

域における森林整備や木材生産を着実に実施していくこととしている^{*13}。

事例Ⅳ-14 まつかわうら 松川浦の再生に向けた取組

福島県相馬市そうまにある松川浦まつかわうらは、海岸に沿った松林が美しい景勝地であったが、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けたところである。関東森林管理局磐城森林管理署(福島県いわき市)では、失われた松林の再生に向け居住地等に対する風景・潮害防備や生活環境の保全に加え、津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林の再生に取り組んでおり、令和元(2019)年12月末時点で要復旧延長約4kmのうち約3kmの植栽を完了している。

また、平成26(2014)年に一部区域において「社会貢献の森」を設定し、協定を締結した民間団体が、ボランティア活動として植栽から下刈りまでの森林整備活動等を実施している。令和元(2019)年度までに15団体がボランティア活動として約6haにおいて植栽等を行った。

復興・創生期間の最終年である令和2(2020)年度までに復旧事業による植栽の完了を目指すとともに、それ以降については、松川浦の再生に向け、ボランティア活動と連携しつつ、適切に保育を実施していくこととしている。



松川浦の再生に向けたボランティア活動の様子

*13 詳しくは、「平成30年度森林及び林業の動向」第V章第2節(3)のコラム(238ページ)を参照。

